

明石市市民参画条例  
平成27年度の運用状況報告

明 石 市

## I 本編

### 1 市民参画手続の実施状況

- (1) 平成 27 年度の市民参画手法の実施状況について ..... ( 1 )
- (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～ ..... ( 3 )
- (3) 特徴的な市民参画手法について ..... ( 4 )
- (4) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 ..... ( 5 )

### 2 政策提案の取扱状況

- 取扱いの実績はありませんでした。

## II 参考資料編

### 1 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 ..... ( 6 )
- (2) 意見公募手続 ..... ( 8 )
- (3) 審議会等手続 ..... ( 1 0 )
- (4) 意見交換会手続 ..... ( 1 1 )
- (5) その他の手法 ..... ( 1 2 )

※ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。

### 2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等

- (条例・計画) ..... ( 1 3 )

### 3 平成 27 年度に設置していたすべての審議会等の状況

- (1) 法律・条例に基づくもの ..... ( 1 7 )
- (2) 規則・要綱に基づくもの ..... ( 2 0 )

### 4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

- ① 判断基準 ..... ( 2 2 )
- ② フロー図 ..... ( 2 5 )

# I 本編

# 1. 市民参画手続の実施状況

## (1) 平成 27 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 27 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等（条例制定や計画書策定等）の数は 13 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 27 年度に実施した政策等は 12 件でした。実施しなかった 1 件は審議会が平成 28 年度まで続くことから、審議会終了後に意見公募手続を実施する予定となっています。つまり、年度を限定しなければ、全ての政策等で意見公募手続を実施予定となっています。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 27 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等の開催、意見交換会、その他の手法が市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、13 政策等のうち 11 政策等で実施されました。

意見交換会については、2 件で実施されましたが、その内「公共施設配置適正化実行計画の策定」において、平成 27 年 11 月に開催し、14 人の参加のもと、11 件の意見をいただきました。また、「一般廃棄物処理基本計画の改訂」において、平成 28 年 2～3 月に 5 回開催し、延べ 97 人の参加のもと、82 件の意見をいただきました。

その他の手法については、「公共施設配置適正化実行計画の策定」において、無作為抽出した 18 歳以上の市民に対して、公共施設配置適正化の取り組みについてのアンケートを実施しました。

### ◎各市民参画手法の実施状況

政策等数： 13件	市民参画手法						計
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他※2	ワークショップ <sup>o</sup>	公聴会	
実施件数	12 件※1	11 件	2 件	1 件	—	—	26 件
意見数	324 意見		93 意見	—	—	—	417 意見
参加者数		119 人 (傍聴者数)	111 人	1,443 人	—	—	1,708 人

※ 1 政策等数 13 件のうち意見公募を 27 年度に実施しなかった 1 件は 28 年度に実施予定。

※ 2 その他の市民参画手法

無作為抽出した 18 歳以上の市民に対して、アンケートを実施した。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ <sup>°</sup>	公聴会	その他	
H27	13件	12件	11件	2件	—	—	1件	26件
H26	18件	16件	17件※	1件	—	—	1件	35件
H25	9件	8件	3件	1件	—	—	1件	13件

※ 審議会等は政策等ベースで延べ件数をカウントした。審議会の実数は12審議会となっている。

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ <sup>°</sup>	公聴会	その他
H27	意見数	27意見		47意見	—	—	—
	参加者数		14人	56人	—	—	1,443人
H26	意見数	17意見		49意見	—	—	—
	参加者数		29人※1	73人	—	—	746人
H25	意見数	30意見 (26件※2)		—※3	—	—	—
	参加者数		13人	—※3	—	—	70人

※1 審議会の実数12審議会に割った傍聴者の平均人数。

※2 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した1件(意見数55意見)を除いた平均件数。

※3 犯罪被害の体験等のセンシティブな議題を取り扱う内容であり、参加者による自由な意見交換を行える環境を確保するため、参加者を限定し、かつ非公開としたもの。

## (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 27 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 13 件のうち意見公募手続を実施したのは 12 件でした。この 12 件のうち、11 件で意見が提出されました。

意見が提出された 11 件のうち、8 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

### ◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	11 件 / 12 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	8 件 / 11 件

### ★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
明石市人口ビジョン及び明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールソーシャルワーカー等、一般的に理解しにくい用語については、注釈を追加したほうが分かりやすいという意見を受けて、語句説明を追記しました。</li> </ul>
明石市協働のまちづくり推進条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「用語の定義」において、誤解されないよう「市民活動」という定義を設けてはどうかという意見を受けて、定義を追記しました。</li> <li>● その他、文言の表現に関する意見を受けて、表現を複数修正しました。</li> </ul>
明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名簿の保管場所について、具体的な施設名を記載してはどうかという意見を受けて、「コミセン等」と例示を追記しました。</li> </ul>
明石市障害者への配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域協議会において、市民参画の観点から公募市民を委員として入れるべきという意見を受けて、その内容を条例に反映しました。</li> </ul>
一般廃棄物処理基本計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文言の表現に関する意見を受けて、表現を修正しました。</li> </ul>
明石市小・中学校の適正規模等に関する基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文言の表現に関する意見を受けて、表現を修正しました。</li> </ul>
第 2 期 あかし教育プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学校での行事の充実」についての内容を記載するべきという意見を受けて、「体育大会や音楽会、文化祭等の学校行事」の文言を追記しました。</li> <li>● 中学校給食について記載するべきという意見を受けて、中学校給食を実施し、給食の一層の充実に取り組む旨を追記しました。</li> </ul>
「明石市における小中一貫教育の在り方」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本計画である「あかし教育プラン」との関わりが分からないという意見を受けて、「はじめに」において、「あかし教育プラン」との関わりについて追記しました。</li> </ul>

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることが窺えます。

これら以外にも、条例には反映しないが、規則に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲み入れようと努めています。

### (3) 特徴的な市民参画手法について

#### ①無作為抽出の市民アンケートによる意見聴取

平成 27 年度に実施された市民参画手法の中で、特徴的な市民参画手法を採った政策等として財政健全化室の「公共施設配置適正化実行計画」が挙げられます。

同計画の策定において、公共施設に関する市民の意見を把握し、今後の取り組みに生かしていくため、市民の公共施設の利用状況や今後のあり方についての調査（18歳以上の市民3,000人を無作為抽出したアンケート調査）を実施しました。

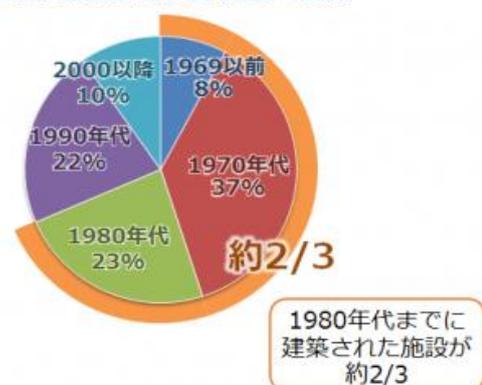
また、市民が調査票を記入するにあたって、参考にできるように、グラフやイラストを多用して分かりやすい言葉で解説している「明石市の公共施設の現状」を添付しました。これにより、アンケート調査という本来の目的だけではなく、公共施設の現状について、周知する効果があったと考えます。

このアンケート調査においては、調査対象者の約半数の1,443件の回答がありました（回答率48.1%）。本件のように、定型の手続きだけではなく、今後もより多くの意見を聴取する工夫を行っていく必要があると考えます。

今後の施設更新費用シミュレーション結果（ハコモノ施設）



ハコモノ施設の建築年代別延べ面積



(4) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数(※)	平成27年度に実施しなかった理由
			H27	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	11件/13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成25、26年度に既に審議会において審議したため。(明石市住民投票条例の制定)</li> <li>● 平成28年度に検討会を設置し、条例運用に向けて審議するため。(明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の策定)</li> </ul>
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	13件/13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	12件/13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民会議において平成28年度も継続審議するため。(公共施設配置適正化実行計画の策定…平成28年度に意見公募手続を実施予定)</li> </ul>
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	11件/12件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見の内容を咀嚼する期間が必要であったため。(明石市における小中一貫教育の在り方の策定)</li> </ul>
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	12件/12件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
審議会等	委員数	20人以内	9件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所掌事務の範囲が広く、幅広く関係者からの意見聴取をする必要があるため。(中心市街地活性化協議会/障害者差別解消条例検討会)</li> </ul>
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	7件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関からの推薦者に男性が多かったため。(中心市街地活性化協議会/障害者差別解消条例検討会)</li> <li>● 専門性を要する内容であり、男女比を考慮しにくいいため。(市民病院評価委員会/通学区域審議会)</li> </ul>
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	6件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い立場の人から均等に意見を貰う必要があったため。(協働のまちづくり推進条例検討委員会)</li> <li>● 専門性が必要であるため。(中心市街地活性化協議会/市民病院評価委員会/通学区域審議会/教育振興基本計画検討委員会)</li> </ul>
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	11件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	11件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
	公開	会議を公開で開催している	11件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
	公表	会議録を作成し、公表している	11件/11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	2件/2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
	公表	開催記録を作成し、公表している	2件/2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
その他	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0件/0件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>
	結果公表	実施結果等を公表している	1件/1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● -</li> </ul>

※ 平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

## II 参考資料編

# 1 市民参画手続の実施詳細

## (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の指規	市民参画手法						未達成理由				
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定。)		
1	明石市人口ビジョン及び明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策部	政策室	H27.12	人口減少対策及び地域活性化に関する施策を推進するために、地方人口ビジョン及び地方総合戦略を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	長期総合計画推進会議									
2	明石市中心市街地活性化基本計画の策定	政策部	まち再生室	H28.4	中心市街地の活性化を旨とした基本計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	明石市中心市街地活性化協議会									
3	明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	H27.12	明石市自治基本条例に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○								平成25、26年度に明石市住民投票条例検討委員会において審議したため。		
4	公共施設配置適正化実行計画の策定	財務部	財政健全化室	H29.3	公共施設配置の適正化に向けて、今後10年間の各施設の具体的な取組手法やスケジュールを示す「明石市公共施設配置適正化実行計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号		財政健全化推進市民会議	○							平成28年度中に意見公募を実施する予定であるため。	
5	明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニケーション推進部	市民協働推進室	H27.12	明石市自治基本条例の効用性を高めるために協働のまちづくりの仕組みや推進方策等必要な事項を定め、明石市協働のまちづくり推進条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○	(仮称)協働のまちづくり推進条例検討委員会									
6	地方独立行政法人明石市立市民病院第2期中期目標の策定	市民・健康部	地域医療課	H27.12	市民病院が市民のための病院として、患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守るため、市民病院が運営すべき業務(業務)の真の向上及び効率化や財務改善)などを定めた中期目標を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	地方独立行政法人明石市立市民病院医務評価委員会									
7	明石市強靱行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の策定	福祉部	福祉総務課	H28.9	避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する事を目的とする。	条例第6条第2項第5号	○									平成28年度中に条例運用に向けての検討会を設置する予定であるため。	
8	明石市障害者への配慮を促進し誰もが安心し暮らせるまちづくり条例の制定	福祉部	福祉総務課	H28.3	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、明石市における法の有効性を高めるための条例づくり	条例第6条第2項第3号	○	(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会									

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定の時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施（条例第6条第2項に該当する政策等に限り。）
9	一般廃棄物処理基本計画の改定	環境部	環境総務課 資源循環課	H28.5	循環型社会の構築を一層推進するため、一般廃棄物の排出抑制から最終処分に至るまでの各推進項目を定め、一般廃棄物処理基本計画を改定する。	条例第6条第2項第2号	○	環境審議会	○						
10	明石市水道事業経営戦略の策定	水道部	総務課	H28.9	明石市水道事業が今後50年後も安定した総割を続けるため、経営戦略を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	明石市水道事業の今後のあり方懇話会							
11	明石市小・中学校の適正規模等に関する基準の策定	教育委員会 事務局	総務課	H28.1	子どもたちの良好な教育環境として、一定の学校規模を確保し、学校の規模の適正化に取り組むため、小・中学校の規模等に関する基準を定める。	条例第6条第2項第2号	○	明石市立学校連学区や審議会							
12	第2期あかし教育プランの策定	教育委員会 事務局	総務課	H28.3	「あかし教育プラン」の計画期間が平成27年度末で終了したため、教育基本法第17条第2項に基づき、「第2期あかし教育プラン」を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	明石市教育振興基本計画検討委員会							
13	「明石市における小中一貫教育の在り方」の策定	教育委員会 事務局	学校教育課	H28.2	明石市における小中一貫教育について協議し、「明石市における小中一貫教育の在り方」を策定する。	条例第6条第1項	○	明石市小中一貫教育検討委員会							

市民参画手続実施の必要性は低かったが市民参画の手法を実施した政策等（集計対象外）

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定の時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法								
		部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他		
1	人権施策推進方針に基づく取組の点検評価	コミュニケーション推進部	人権推進課	H28.3	人権施策推進方針に基づく取組の点検評価を行うため、市長審議課連を	条例第6条第1項									○
2	あかし男女共同参画プラン（きらめきプラン）平成28年度	コミュニケーション推進部	男女共同参画課	H28.3	男女共同参画の実現に向けた推進すべし関連事業を明らかにした平成28年度アクションプランを策定する。	条例第6条第1項			○						○

(2) 意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出方法(人数)					提出意見の検討		未達成理由			
		部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	特参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の修正の有無	結果の公表方法	30日以上 の意見 提出期間	2以上の方法に よる実施の公表
1	明石市人口ビジョン及び明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策部	政策室	H27.10.1	H27.10.30	市広報紙 市ホームページ 行政情報センター 市民センター 政策室窓口	16	71	3	0	4	9	0	有	市ホームページ 政策室窓口		
2	明石市中心市街地活性化基本計画の策定	政策部	まち再生室	H27.10.1	H27.10.30	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター まち再生室窓口	3	6	0	0	0	3	0	無	市ホームページ まち再生室窓口		
3	明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	H27.10.1	H27.10.31	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小学校区コミュニティ・センター	8	17	3	0	2	0	3	無	市ホームページ 法務課窓口		
4	明石市協働のまちづくり推進条例	コミュニティ推進部	市民協働推進室	H27.9.28	H27.10.28	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 市民協働推進室窓口	12	53	2	1	5	4	0	有	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小学校区コミュニティ・センター 市民協働推進室窓口		
5	地方独立行政法人明石市立市民病院第2期中期目標の策定	市民・健康部	地域医療課	H27.9.16	H27.10.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 地域医療課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 地域医療課窓口		
6	明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の策定	福祉部	福祉総務課	H27.12.21	H28.1.20	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 福祉総務課窓口	2	11	0	0	2	0	0	有	市ホームページ 福祉総務課窓口		
7	明石市障害者への配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例の制定	福祉部	福祉総務課	H27.12.17	H28.1.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 福祉総務課窓口	17	46	1	1	5	10	0	有	市ホームページ 福祉総務課窓口		

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出方法(人数)					提出意見の検討		未達成理由		
		部名	課名	開始日	終了日		持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表
8	一般廃棄物処理基本計画の改定	環境部	資源循環課	H28.2.15	H28.3.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 資源循環課窓口	13	1	4	2	6	0	有	市ホームページ 資源循環課窓口		
9	明石市水道事業の今後のあり方懇話会提言書(案)	水道部	総務課	H27.9.15	H27.10.15	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 水道部総務課窓口 サービスコーナー 水道料金お客様センター	5	0	1	0	4	0	無	市ホームページ 水道部総務課窓口 水道料金お客様センター		
10	明石市小・中学校の適正規模等に関する基準の策定	教育委員会 事務局	総務課	H27.11.16	H27.12.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 教育委員会事務局総務課窓口	6	3	0	3	0	0	有	市ホームページ 教育委員会事務局総務課窓口		
11	第2期あかし教育プランの策定	教育委員会 事務局	総務課	H27.12.16	H28.1.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 教育委員会事務局総務課窓口	9	5	1	2	1	0	有	市ホームページ 教育委員会事務局総務課窓口		
12	「明石市における小中一貫教育の在り方」の策定	教育委員会 事務局	学校教育課	H27.11.2	H27.11.20	市広報紙 市教育委員会ホームページ 市民センター 行政情報センター 学校教育課窓口	27	7	0	7	13	0	有	市教育委員会ホームページ 教育委員会事務局学校教育課窓口		「明石市における小中一貫教育の在り方」の策定に向けて、パンフレットの内容を明確にする期間が必要であったため。



(4) 意見交換会手続

No.	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	公共施設配置適正化実行計画の策定	財務部	財政健全化室	H27.11.23	月	14:00~16:00	あかし男女共同参画センター会議室1・2	市広報紙 市ホームページ 生涯学習センター 男女共同参画センター 市民活動コーディネーター 財政健全化室講堂	市広報紙 H27.11.15 市ホームページ 生涯学習センター 男女共同参画センター H27.11.7	14	11	市ホームページ 財政健全化室窓口			
2	一般廃棄物処理基本計画の改定	環境部	資源循環課	H28.2.20 H28.2.20 H28.2.27 H28.3.4	土 土 土 金	10:00~11:30 14:00~15:30 10:00~11:30 14:00~15:30 19:00~20:30	大久保市民センター 望海コミュニティセンター 魚住市民センター 二見市民センター 生涯学習センター	市広報紙 文書送付 各校区ごみ減量推進員 各PTA会長 自治会等(会長宛(回覧))	H28.1.14 H28.3.4	13 18 24 18 24	14 21 17 17 13	市ホームページ 資源循環課窓口			
<b>市民参画手続実施の必要性は低かったが意見交換会の手法を実施した政策等(集計対象外)</b>															
No.	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	あかし男女共同参画プラン(きらめきプラ21)平成28年度	コミュニティ推進部	男女共同参画面課	H28.2.14	日	13:00~15:30	明石市生涯学習センター子午線ホール	市広報紙 市ホームページ 男女共同参画面課窓口 市関連施設	H28.1.15 H28.2.14	220	8	市ホームページ 男女共同参画面課窓口			

(5) その他の手法

No.	政策等の名称	担当部署		実施方法(日時・期間・場所など)	実施の公表	対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由	
		部名	課名						2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	公共施設配置適正化実行計画の策定	財務部	財政健全化室	【期間】H27.10.6~H27.11.6 【対象】無作為抽出した市内在住の19歳以上の(3,000人)	対象者への郵送	市内在住の18歳以上の 人	1,443人	市ホームページ 財政健全化室窓口		
<b>市民参画手続実施の必要性は低かったがその他の手法を実施した政策等(集計対象外)</b>										
No.	政策等の名称	担当部署		実施方法(日時・期間・場所など)	実施の公表	対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由	
		部名	課名						方法	期間
1	人権施策推進方針に基づく取組の点検評価	コミュニケーション推進部	人権推進課	【期間】H27.11.6~H27.11.30 【対象】無作為抽出した市内在住の19歳以上の(3,000人)	対象者への郵送	市内在住の18歳以上の 人	3,000人	市ホームページ 人権推進課窓口		
2	あかし男女共同参画プラン(きらめきプラン21)平成28年度	コミュニケーション推進部	男女共同参画課	【期間】H27.11.6~H27.11.30 【対象】無作為抽出した市内在住の19歳以上の(3,000人)	対象者への郵送	市内在住の18歳以上の 人	3,000人	市ホームページ 男女共同参画課窓口		

## 2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

＜区＞		＜区＞		＜区＞		＜区＞	
番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課	
1	H27.7.7	明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	市長及び副市長の給料月額等の減額措置を講じようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課	
2	H27.10.2	明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課	
3	H27.10.2	明石市教育長の給与等に関する条例を廃止する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与等について定めた条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課	
4	H27.10.2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係条例の整備に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例において所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課	
5	H27.10.2	明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、通知カード及び個人番号カードが交付されることに伴い、当該カードの再交付に係る手数料を規定するとともに、住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カードの交付を廃止することに伴い、当該カードの交付に係る手数料を廃止するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項3号	市民課	
6	H27.10.2	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	大久保町松陰山手地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑩	建築安全課	
7	H27.12.28	明石市個人番号の利用に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、個人番号の利用に關し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	A	条例第6条第3項第3、4号	総務課	

※「区分」のA、Cは、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。  
 ※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の表の①～⑩を指します。  
 ※参考：市民参画条例第6条第3項各号

- (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。その他金銭の徴収に関するもの）  
 (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの。  
 (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告知を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの  
 (4) 市長等の期間内部の事務処理に関するもの  
 (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの  
 (6) 特に緊急の必要のため、作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
8	H27.12.28	あかし総合窓口条例	地方自治法第155条第1項に規定する出張所として総合窓口を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準I⑩	まち再生室
9	H27.12.28	あかしこども広場条例	子どもの健やかな育ちを総合的に支援するとともに、子どもを中心とした多様な交流を創出し、及び子どもの健全な居場所を提供することにより、次世代を担う子どもの育成と子育て支援の推進を図るため、本市にこども広場を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準I⑩	まち再生室
10	H27.12.28	あかし市民広場条例	中心市街地において、市民の憩いと交流の場を提供し、来街を促進する事業を実施することにより、賑わいの創出及び回遊性の向上を図るため、本市に市民広場を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準I⑩	まち再生室
11	H27.12.28	明石市下水道事業の設置等に関する条例	下水道事業に、公営企業会計を導入するために地方公営企業法の財務規定等を適用することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準I⑦、⑩	下水道総務課
12	H27.12.28	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例	明石市特別職報酬等審議会の意見の申出を踏まえ、非常勤の行政委員会委員の報酬を改定しようとするもの。	C	判断基準I⑦	人事課
13	H27.12.28	被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準I⑧	人事課
14	H27.12.28	明石市市税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税についてグリーン化特例を導入するとともに、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率について段階的措置を講じた上で廃止するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項5号	税制課
15	H27.12.28	明石市立図書館条例の一部を改正する条例	明石駅前南地区第一種市街地再開発事業で整備する再開発ビルに明石市立図書館が移転することに伴い、名称及び位置の変更を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	まち再生室(青少年教育課)
16	H28.3.24	明石市行政不服審査法施行条例	行政不服審査法の改正に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、改正法により設置が義務づけられた不服申立てに係る諮問機関(審査会)を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	A	条例第6条第3項第3、4号	総務課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
17	H28.3.24	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	行政不服審査法の施行に伴って所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第3、4号	総務課
18	H28.3.24	明石市職員の配偶者同行休業に関する条例	職員の配偶者同行休業制度（外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度）の導入に当たり必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準Ⅰ⑦	人事課
19	H28.3.24	明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例	障害者の自立と社会参加の促進を図るため、職員の任用基準に関する必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準Ⅰ⑦	人事課
20	H28.3.24	明石市立認定こども園条例	小学校就学前の子どもに対して一体的な教育及び保育を実施することとも、保護者に対して子育て支援を総合的に行うため、本市に幼保連携型認定こども園を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準Ⅰ⑩	子ども育成室
21	H28.3.24	明石市立さざなみ園条例を廃止する条例	明石市立さざなみ園の施設を社会福祉法人に譲渡し、当該法人が母子生活支援施設機能を持つ児童養護施設の運営を行うことに伴い、明石市立さざなみ園を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	児童福祉課
22	H28.3.24	明石市立高齢者大学校あかねが丘学園条例を廃止する条例	明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の学習拠点が生涯学習センターに移転することに伴い、施設を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	あかねが丘学園
23	H28.3.24	東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）施行規程を廃止する条例	東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）の事業が終了したため、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	区画整理課
24	H28.3.24	明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準Ⅰ⑧	人事課
25	H28.3.24	明石市立知的障害者通所施設設置条例の一部を改正する条例	知的障害者通所施設である明石市立木の根学園に短期入所のための施設を新たに設置することに伴い、施設の名称等を定めるほか、所要の整備を図ったもの。	A	条例第6条第3項第4号	障害福祉課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
26	H28.3.24	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げを行うとともに、経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の基準を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	例第6条第3項第3号	国民健康保険課
27	H28.3.24	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	記事の交付等に係る手数料の額及び空地の使用に係る利用料金を新設しようとするもの。	C	判断基準 I ①、④	商工労政課
28	H28.3.24	明石市建築審査会条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた建築審査会の委員の任期を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、当該事項を定めようとするもの。	C	判断基準 I ⑧	建築安全課
29	H28.3.24	明石市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、ガスグリドル付こんろ及び電磁誘導加熱式調理器について、建築物等との間に保つべき火災予防上安全な距離に関する基準を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑥	予防課
30	H28.3.24	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	既存住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定制度及び建築物のエネルギー消費性能向上計画等の認定制度が新たに設けられたことに伴い、これらの認定に係る手数料を新設しようとするもの。	C	判断基準 I ⑧	建築安全課
31	H28.3.24	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	本市の地域手当の支給率を、国の地域指定率（国基準）に準じて改めるとともに、昨年度及び本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給与制度の見直し等を図るほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
32	H28.3.24	明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	本年度の人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げるほか、兵庫県市町村職員退職手当組合の取扱いに準じて、退職手当の支給割合を引き下げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
33	H28.3.24	明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	本年度の人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げるほか、兵庫県市町村職員退職手当組合の取扱いに準じて、退職手当の支給割合を引き下げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
＜計画＞						
該当はありませんでした。						

### 3 平成 27 年度に設置していたすべての審議会等の状況

#### (1) 法律・条例に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表			開催実績			会議の公開			会議録の公表			未達成理由					備考		
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H27実績	公表しない理由	H27	可否	H27実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	H27実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)		H28	
1 国民保護協議会	総合安全対策局	H18.4	法律 条例	国民保護法 国民保護条例	国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	2	13	0	23	38	32	6	×	-	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要なため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	国民保護の措置を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で40人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)							無
2 防災会議	総合安全対策局	S38.6	法律 条例	災害対策基本法 防災会議条例	・地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ・市の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議する。 ・市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	1	12	0	17	30	26	4	×	-	-	-	法令及び条例に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要なため	○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	有	災害対応を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で30人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)							有	
3 個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	個人情報保護条例	個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	4	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい							有	
4 情報公開審査会	市民相談室	S63.6	条例	情報公開条例	不届申立事案及び情報公開制度に関する重要事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	非公開情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい							有	
5 公務災害補償等認定委員会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害及び通勤災害に係る認定事項について調査審議する。	1	1	0	3	5	4	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	認定の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため							有	随時開催
6 公務災害補償等審査会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害、補償金額に関する申立事項について調査審議する。	1	0	0	2	3	3	0	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため							有	随時開催
7 特別報酬等審議会	人事課	S41.10	条例	附属機関の設置に関する条例	議員報酬の額及び市長及び副市長の給料の額について審査し、市長に意見の申出を行う。	1	0	4	6	11	8	3	○	1	1	5	論文及び面接	○	○	-	7	○	6	10	-	○	○	有		委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため								有
8 職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	人事課	H24.4	条例	附属機関の設置に関する条例	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等について審議する。	3	2	2	0	7	6	1	○	2	0	5	論文及び面接	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	2	×	-	-	個人情報扱うため	×	-	無		委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため							有	
9 財政健全化推進市民会議	財政健全化室	H26.4	条例	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化に係る計画、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について調査審議する。	2	0	4	4	10	7	3	○	1	3	13	論文	○	○	-	1	○	1	3	-	○	○	有									有	
10 鳥羽厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	9	12	6	6	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無										有
11 井財天厚生館運営委員会		S62.9				1	1	0	9	11	7	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
12 松陰厚生館運営委員会		S62.9				1	0	0	13	14	8	6	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
13 西大塚厚生館運営委員会	人権推進課	S62.9	条例	厚生館条例	厚生館の運営方針、並びに厚生館が自ら企画実施する主要事業等に関して、協議・提言を行う。	2	0	0	11	13	8	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
14 西八木厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	10	13	9	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
15 美里厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	8	7	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
16 上西厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	10	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
17 市民参画推進会議	市民協働推進室	H23.4	条例	市民参画条例	市民参画条例の運用課題等について審議する。	2	0	4	4	10	5	5	○	2	2	4	論文	-	○	○	-	1	○	1	5	-	○	○	有									有

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募				委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						開催予定	備考		
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H27実績	公表しない理由	H27実績	可否	H27実績	開催者数(席)	公開しない理由	可否	H27実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上		公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)						
18	国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律 条例	国民健康保険法 国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	4	0	3	4	11	7	4	○	1	2	3	論文	-	○	○	-	2	○	2	1	-	○	○	有								有	改選による新委員(H28.1.16～)		
19	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	地域医療課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人法 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例	・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価結果を踏まえ、法人へ業務運営の改善を勧告する。 ・中期目標を作成・変更する際に意見を。 ・中期計画の作成、変更を市長が認可する際に意見を。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要なため	○	○	-	7	○	7	10	-	○	○	有								有	条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため		
20	明石文化芸術創生会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生条例	文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。	5	0	2	3	10	6	4	○	1	1	6	論文	-	○	○	-	2	○	2	0	-	○	○	有								有			
21	文化財審議会	文化振興課	S41.12	法律 条例	文化財保護法 文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関し必要な調査研究を行うため審議を行う。	5	0	0	0	5	5	0	×	-	-	-	-	文化に関し高度な専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	○	3	0	-	○	○	有								有	文化財に係る専門分野で女性の適任者がいなかったため		
22	民生委員推薦会	福祉総務課	S23.7	法律	民生委員法	民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	1	2	0	11	14	9	5	×	-	-	-	人選に関する審議内容で、個人のプライバシーに関するものであるため	○	○	-	3	×	-	-	厚生労働省通知で非公開とされているため	×	-	無									有			
23	明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会	福祉総務課	H27.11	条例	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーションのコミュニケーション手段の利用を促進する条例	手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく具体的な施策の検討	2	0	3	10	15	8	7	○	1	2	4	論文	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有								有	新設		
24	障害者介護認定等審査会	障害福祉課	H18.4	法律 条例	障害者総合支援法 障害者総合支援法の施行に関する条例	障害支援区分認定等に関する審査判定を行う。	17	0	0	8	25	18	7	×	-	-	-	障害者の実情を通じ、障害福祉福祉の学識経験が必要のため	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	45	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無	各合議体に、三障害(身体・知的・精神)の専門分野の委員が必要となるため(※条例で定数35人と定めている)								有	専門的知識が必要であり、男女比を考慮しにくいため	
25	介護認定審査会	高年介護室	H11.10	法律	介護保険法	介護保険の要介護認定等に関する審査判定を行う。	83	0	0	0	83	50	33	×	-	-	-	保健、医療又は福祉に関する学識経験が必要のため	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	395	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無	取扱件数が多いため、26の合議体を置き、分担して審査判定を行っているため(※条例で定数105人以下と定めている)								有		
26	子ども・子育て会議	こども育成室	H26.9	法律 条例	子ども・子育て支援法 子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項等について調査審議する。	2	2	4	12	20	11	9	○	4	0	4	論文	-	○	○	-	4	○	4	87	-	○	○	有									有		
27	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関することについて調査審議する。	7	0	4	9	20	13	7	○	2	2	11	論文	-	○	○	-	1	○	1	10	-	○	○	有									有		
28	農業共済損害評価会	農水産課	S45.10	法律 条例	農業災害補償法 農業共済条例	共済事故の認定に関する重要事項(農作物共済:損害評価に関する当初評価高、家畜共済:家畜共済評価基準、園芸施設共済:損害の防止)について調査審議する。	19	2	0	0	21	16	5	×	-	-	-	農業共済事業及び農作物又は家畜、園芸に関する学識経験が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無	分野に応じて3つの部会を置いており、それぞれの専門分野の委員が必要となるため(※条例で定数25人以内と定めている)									有	委員要件として専門分野の知識と経験が必要であり人材が限定されるため	
29	交通安全対策会議	交通安全課	H23.9	法律 条例	交通安全対策基本法 交通安全対策会議条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。	0	7	3	13	23	17	6	○	2	1	3	論文	-	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参加が必要のため(※条例で委員を25人以内、特別委員を若干人置くことができることと定めている。)									有	主に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が主に男性であるため
30	放置自転車対策審議会	交通安全課	H2.3	法律 条例	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 自転車の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置禁止区域等の指定、解除又は変更その他自転車等の放置の防止対策について審議する。	1	1	2	10	14	10	4	○	0	2	2	論文	-	○	○	-	0	○	0	0	-	○	-	有									有	関係行政機関や公共交通事業者の代表が男性である場合が多いため	
31	住居表示審議会	都市計画課	S37.10	条例	附属機関の設置に関する条例	住居表示整備事業に関する重要事項について調査審議する。	3	0	0	3	6	5	1	×	-	-	-	審議内容が専門的な内容であること及び住居表示の実施については特定の地域に限定されるため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有										無		

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募		委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考						
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H27実績	公表しない理由	H27	可否	H27実績	傍聴者数(席)	公開しない理由	可否	H27実績		委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)			会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H28				
32	都市計画審議会	都市計画課	H12.4	法律 条例	都市計画法 都市計画審議会条例	都市計画に関する事項を調査審議する。	5	0	4	9	18	14	4	○	1	3	13	論文及び面接	-	○	○	3	○	3	9	-	○	○	有										有			
33	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	4	論文及び面接	-	○	○	4	○	4	15	-	○	○	有											有		
34	ホテル等建築審査会	都市計画課	H17.5	条例	教育環境保全のためのラフホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	ホテル等の建築等に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	0	○	-	-	-	○	-	有											無		
35	東播都市計画事業西明石土地区画整理(鳥羽新田地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律 条例	土地区画整理法 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	1	×	-	-	-	×	-	有											有		
36	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律 条例	建築基準法 建築審査会条例	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6	0	0	1	7	4	3	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	×	-	1	×	-	-	-	×	-	無											有		
37	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業に係る工事の停止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告した事業者が当該勧告に従わなかった場合の公表に係る事項及び当該条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3	0	0	0	3	2	1	×	-	-	-	-	法律、都市計画、建築又は行政に關した知識及び経験を要するため	○	○	0	×	-	-	-	×	-	有											有		
38	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律 条例	都市計画法 開発審査会条例	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街化調整区域における特別の開発許可等に関する審議を行う。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	法律で委員の選出区分が定められ、学識経験者等が必要であるため	○	○	2	×	-	-	-	×	-	有											有		
39	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出。仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	1	×	-	-	-	×	-	有												有	
40	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出。仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	7	9	9	0	×	-	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	1	×	-	-	-	×	-	有												有	
41	明石市水道事業の今後のあり方懇話会	水道部総務課	H26.10	要綱	明石市水道事業の今後のあり方懇話会設置要綱	市民生活にとって欠かすことのできない水道水を将来も安全、安定かつ効率的に供給していくため、幅広く外部の意見を求め、明石市水道事業の今後のあり方として望ましい方向性を見出すこと。	4	0	3	0	7	5	2	○	1	2	3	論文	-	○	○	3	○	3	7	-	○	○	有												無	
42	市立学校通学区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区域の設定、変更等について調査審議する。	4	1	0	9	14	8	6	×	-	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員については、連合自治協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから委嘱しているため	○	○	5	○	5	15	-	○	○	有												有	
43	社会教育委員会	教育委員会事務局青少年教育課	S62.7	法律 条例	社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	青少年教育に関する事項及び社会教育団体に対する補助金交付に関する事項について意見を述べる。	5	1	0	7	13	9	4	×	-	-	-	-	連合PTA・連合自治協議会・民生児童委員会等団体の代表者を市民代表として委員に選出しているため	○	○	3	○	3	3	-	○	○	有												有	
合計							227	20	44	229	520	351	169	14	20	22	80		25	25	516	19	47	179		19	16															

(2) 規則・要綱等に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募		委員名簿の公表		開催実績		会議の公開		会議録の公表		未達成理由					開催予定	備考							
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H27実績	公表しない理由	H27可否	H27実績	応募者数(属)	公開しない理由	可否	H27実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)		委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H28			
1	「明石市民の警察官賞」表彰委員会	市長室	S56.10	要綱	「明石市民の警察官賞」表彰要綱			0	9	10	9	1	×	-	-	-	-	候補者の個人情報等を扱うため	×	-	被表彰者選定に関する不当な圧力を防止するなど、審議の公平性・中立性を保持するため	1	×	-	-	候補者の個人情報等を扱うため	×	-	無								有		
2	長期総合計画推進会議	政策室	H23.7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	明石市第5次長期総合計画の進捗管理に係る事項について、審議する。	2	0	4	6	12	7	5	○	-	2	2	10	論文及び面接	-	○	○	-	2	○	2	10	-	○	○	有							有	
3	工事成績評定委員会	工事検査課	H16.7	要綱	工事成績評定委員会設置要綱	建設工事の受注者からの工事成績評定に関する再説明の申出に対する回答についての審議を行う。	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	1	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	無								有		
4	健康管理委員会	人事課	H21.6	要綱	メンタル疾患職員への対応等に関する要綱	メンタル疾患職員への復帰支援及び療育の要否の判定を行う。	4	2	0	0	6	6	0	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	5	×	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	無								有	随時開催	
5	入札監視委員会	契約課	H14.11	要綱	入札監視委員会設置要綱	建設工事に関し、入札及び契約の過程等についての必要な事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	○	○	-	2	×	-	-	入札・契約制度に関する情報を扱うため	○	○	有									有	
6	公共施設配置適正化に関する有識者会議	財政健全化室	H27.7	要綱	公共施設配置適正化に関する有識者会議設置要綱	公共施設の配置の適正化に向けた取組について、個別施設の有効活用、長寿化及び管理運営の効率化の取組、公共施設配置適正化実行計画の策定に関し検討する。	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	5	○	5	2	-	○	○	有								有	新設	
7	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	市民協働推進室	H23.2	要綱	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会設置要綱	明石市自治基本条例第20条の規定により、協働の仕組みづくり及び推進方策等を定める明石市協働のまちづくり推進条例に盛り込むべき項目及び内容、条例案の策定に関するものを検討する。	2	0	2	8	12	7	5	○	-	1	1	7	論文及び面接	-	○	○	-	2	○	2	20	-	○	○	有							無	平成27年12月廃止済み
8	市民活動サポート事業審査会	市民協働推進室	H25.4	要綱	明石市市民活動サポート事業要綱	市民から提出された公益的事業の審査を行う。	0	0	0	4	4	2	2	×	-	-	-	様々な分野にわたる市民活動団体の公益性を審査するにあたり専門的な知識が必要なため	×	-	補助金交付を決定する審査であるため事前公表することによって起る弊害を防ぐため※事後公表は可	1	×	-	-	審査会自体は公開しているが、補助金交付団体を決定する会議は中立性を保持するため	×	-	有								有		
9	自治基本条例市民検証会議	市民協働推進室	H27.7	要綱	自治基本条例	「自治基本条例の規定の趣旨にのっとり制度が整備されているか。」「制度の内容が社会情勢に適合しているか。」「関係する条例が整備されているか。」などについて検証を行う。	2	0	2	3	7	5	2	○	-	1	1	5	論文及び面接	-	○	○	-	3	○	3	14	-	○	○	有							有	新設
10	予防接種健康被害調査委員会	健康推進課 地域医療課	S56.8	要綱	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	予防接種に起因した事故の適正かつ円滑な処理について、調査審議を行う。	8	1	0	1	10	9	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	0	×	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	有								無	随時開催	
11	(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会	福祉総務課	H27.4	要綱	(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会設置要綱	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、その実効性を高めるために「合理的配慮の提供」と「障害理解の促進」を柱として、具体的な施策を定める(仮)明石市障害者差別解消条例に盛り込むべき項目及び内容、条例案の策定に関するものを検討する。	2	0	5	17	24	18	6	○	-	3	2	8	論文	-	○	○	-	4	○	4	23	-	○	○	有							無	
12	地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	・障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たり重要な事項について調査審議する。 ・障害者計画及び障害福祉計画に定める施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査し、評価する。	1	0	4	14	19	11	8	○	-	2	2	6	論文	-	○	○	-	3	○	3	10	-	○	○	有							有	
13	福祉事務所入所判定委員会(老人ホーム入所判定委員会)	高齢介護室	S60.4	要綱	福祉事務所入所判定委員会設置要綱	老人ホームへの入所措置や継続の要否について判定を行う。	0	2	0	6	8	8	0	×	-	-	-	厚労省通知で委員構成が定められているため	×	○	審議の公平性・中立性を保持するため	7	×	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	無								有		
14	地域包括支援センター運営協議会	高齢介護室	H18.5	要綱	地域包括支援センター運営協議会設置要綱	・地域包括支援センターの設置等に関する事項。 ・地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項。 ・介護保険以外のサービスとの連携形成に関する事項。 ・地域包括支援センターの運営に必要事項	1	0	2	7	10	6	4	○	-	0	2	7	論文	-	○	○	-	3	○	3	0	-	○	○	有							有	



## 4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

### ①判断基準

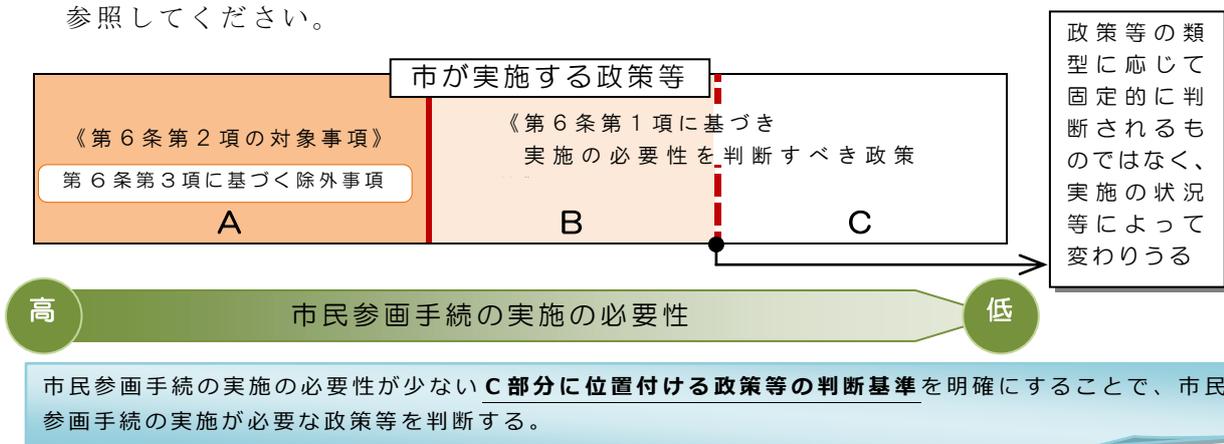
#### I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



#### 〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

#### II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、

一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	<b>【複数手法の実施】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。</li> <li>複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
	<b>【期間】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。</li> </ul>
意見公募	<b>【結果等の公表】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報など非公開情報を取り扱うため。</li> </ul>	
審議会等	<b>【意見公募手続の実施】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
	<b>【委員数・市民公募】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。</li> <li>～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。</li> <li>各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> <li>各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> </ul>
	<b>【男女比】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。</li> </ul>	
<b>【委員名簿の公表】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。</li> </ul>	

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	<b>【会議・会議録の公開】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。</li> <li>⇒公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。</li> <li>・法令により非公開となっているため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。</li> <li>⇒公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。</li> </ul>

### Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

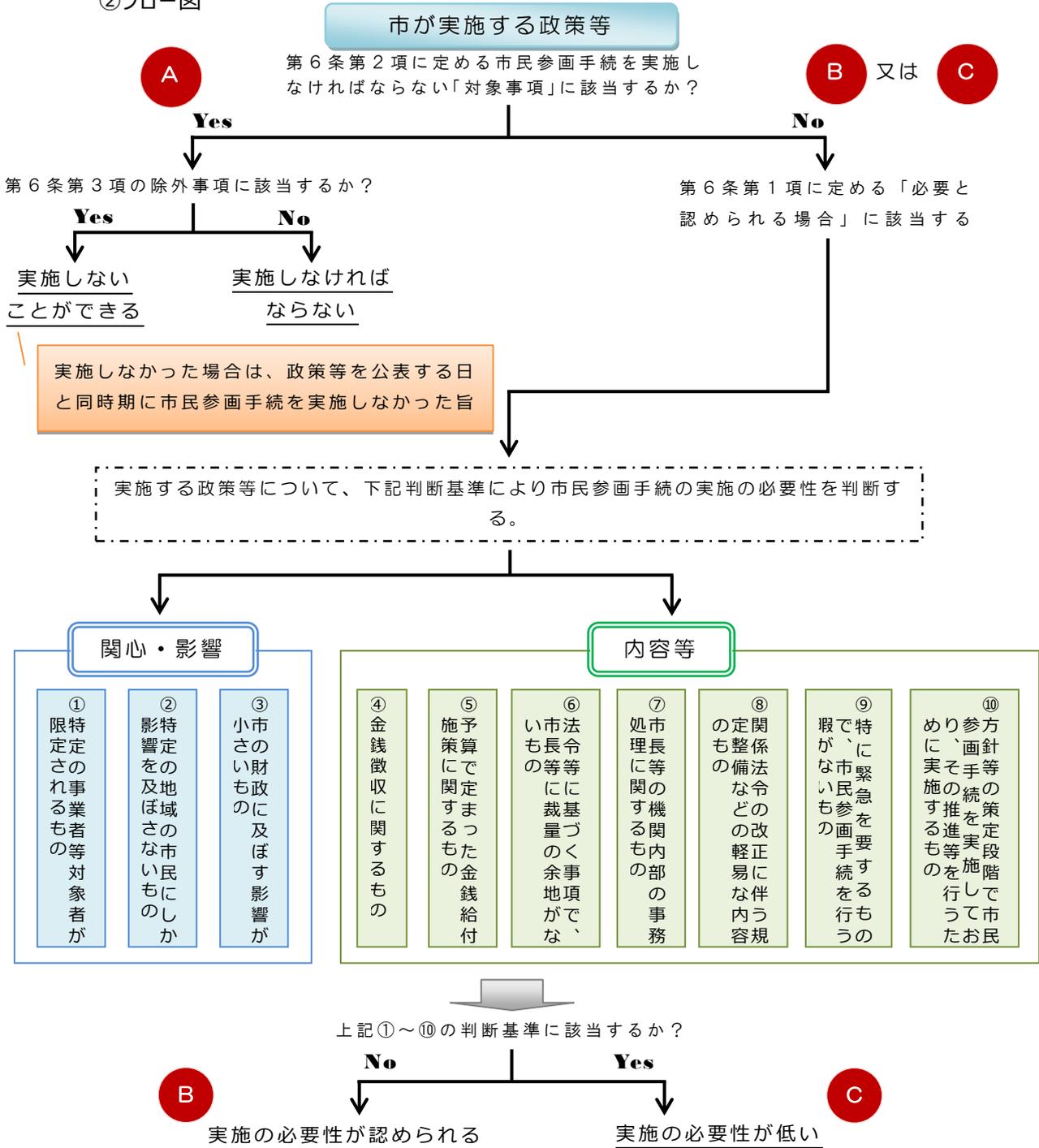
市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

なお、評価の対象としない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、実施状況を市民参画推進会議に報告し、ホームページ等で公表することとします。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等</li> </ul>	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">             一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうか           </div>	

②フロー図



**【上記①～⑩の判断基準についての留意点】**

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。